

平成22年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成22年12月22日(水)
場 所 岐阜県議会西棟 第1会議室

岐 阜 県

午後1時30分開会

(事務局)

本日は、委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、岐阜県森林審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それではただいまから、平成22年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。最初に、志村林政部次長からあいさつを申し上げます。

(志村次長)

林政部次長の志村でございます。本来ですと森 林政部長がご挨拶申し上げるところでございますが、今日はやむを得ない事情がございまして、欠席させていただいておりますので、ご了承願います。

今年は本審議会委員の改選の次期でございまして、新たに5名の方にご就任いただくことになりました。継続してご就任いただく方を含めまして、よろしく願いいたします。

さて、県では、平成19年に策定いたしました、森林づくり基本計画に基づきまして、資源循環型の持続可能な森林づくりを実現するため、間伐、路網の整備、高性能林業機械の導入、人材育成などの取り組みを着実に進めているところでございます。

こうした中で、木材需要拡大の一翼を担っていただくため整備を進めてきました、中津川市加子母の「森の合板工場」も、いよいよ本格稼働に向け動き始め、11月19日には合板の原料となる木材の納入が始まったところでございます。現在、来年4月の本格稼働に向けて、安定的に木材を供給するため、関係者が一丸となって取り組んでいるところでございます。

一方、国におきましても、11月30日に「森林・林業再生に向けた改革の姿」を公表しまして、10年後の木材自給率50%以上、こういう目標に向けた具体的な取り組みが始まろうとしています。

本県におきましても、こうした国の方針を踏まえ、森林・林業施策の見直しが求められているところでございます。

本日は、国が打ち出した「改革の姿」の中で、特に本日の審議事項とも関係の深い、新たな森林計画制度について、ご説明させていただきたいと思っております。

さらに、新聞等でご承知かと存じますが、平成17年以来、導入について検討を続けてまいりました、森林・環境税（仮称）の骨子案を、先日公表したところでございます。現在、この骨子案を基に、導入の是非を含めまして、県民の方々に広く議論していただくこととしておりまして、本日も議事後に今回の骨子案についてご説明し、皆様方のご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

終わりに、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

- ・ 森林審議会の概略説明
- ・ 会長及び会長代行選出経緯説明
- ・ 林地部会委員紹介
- ・ 委員15名中14名の出席により、本審議会は成立していることを報告
- ・ 審議会の進め方説明
- ・ 審議会の公開について説明
- ・ 配付資料確認
- ・ 規定により議長は会長が務めることを説明

(石川会長)

皆さんこんにちは。この審議会開会前にご紹介がありましたように、凶らずも会長に就任をとということで、受けさせていただくこととなりました。新しく委員に就任された方々を含めまして、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

まず岐阜県につきましては、ご承知のとおり木の国・山の国ということで、県土の82%が森林であります。そこから流れ出る河川については、全国に誇るべき清流であります。よく言われますように、「川の恵みは森の恵み」と、山が荒れると川が荒れると、山は我々の生活に密着しているものであります。

また今年には全国豊かな海づくり大会ということで、初めて海のない岐阜県において開かれたということでありまして、森林づくりは大変重要なものということをお教えしたところであります。

私の地元の美濃市も80%が長良川の中流域にあります山でございまして、美しい渓谷と豊かな親水空間を持つということで、美濃市全体を、川とか山を中心にした「日本まん真ん中まるごと川の駅」というような言い方をしておりますが、美濃市全体を伝統文化と自然の公園都市にしようという計画で現在進めているところでございます。

国の方では、COP10が開かれたり、環境問題が非常に注目を浴びているところでございますが、いろんな意味で森の重要性はますます高くなっているところでございます。

実は私は岐阜県山林協会の会長も兼務しており、林業あるいは森林を取り巻く環境は大変厳しいということについては十分認識をしているところでありまして、この林業再生プラン、あるいは岐阜県の林政に関するいろいろな取り組みが、県土の発展あるいは県民の幸せに繋がっていくものだと思っているところであります。

森林・林業再生プランについては後ほど詳しくお話がありますけれども、私は県の市長会長も兼務しておりまして、いろんな立場でですね、林業再生あるいは林業の大切さについては、市長会を通じて国に対しても地方の声を届けたいと思っております。

また森林・環境税（仮称）については、国の方も地球環境対策税というような税制改正の中で、新たに広く国民全体から徴収していくという、こういう新しい方向が出されているところであります。私ども市長会という立場からは、消費税と同様に一部は地方財源にしてほしいと要望しています。要するに国税ではあるのですが、それについては各地方へ配分していただいて、こういう岐阜県が抱えています、森林のための新たな財源、即ち森林・環境税（仮称）と同様、地域の財源として、森林あるいは林業の再生に、

使えるような税源になるようにということを訴えているところであります。これは強く要求していかなければいけないことだと、このように思っております。

本審議会におきましては、私以上に専門知識を持った学識経験豊かな方ばかりでございますので、私は至りませんがご支援とご指導いただきまして、会長を務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしまして、ご挨拶といたします。

(議長＝石川会長)

それでは規則に則りまして、これから審議事項を進めていきたいと思っております。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者には飯沼委員さんをお願いしたいと思っておりますが、指名させていただいてよろしいでしょうか。ではよろしくお願ひしたいと思っております。

本日の審議事項の諮問分を、事務局から朗読をお願いします。

(事務局)

・諮問分朗読

林第601号 平成22年12月15日
岐阜県森林審議会 会長 石川 道政 様
岐阜県知事 古田 肇
平成22年度第1回森林審議会にかかる諮問について 下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第4項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(議長)

ありがとうございました。

それでは諮問に基づきまして、議事を進めていきたいと思っております。

審議事項といたしまして、議第1号「森林法第5条第1項に基づく長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について」を上程したいと思っております。

なお、次第の3「(1) 森林・林業再生プランに伴う新たな森林計画制度について」は、本議事に関係がありますので、合わせて事務局から説明願ひします。よろしくお願ひしたいと思っております。

(事務局) * 神田技術課長補佐

・説明 (地域森林計画の樹立、変更について)

(事務局) * 長沼技術総括監

・説明 (森林・林業再生プランに伴う新たな森林計画制度について)

(議長)

ありがとうございました。

ただいま、長良川森林計画区の地域森林計画の樹立についてと、それから木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川の各地域森林計画の変更についての説明、並びに国、県の森林・林業再生プランに伴う新たな森林計画制度についての説明がございました。

この件に関しまして、委員の皆様方からご意見とかあるいはご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず3つに分けて議論していきたいと思いますが、長良川森林計画区の地域森林計画の樹立については詳細に説明がございましたが、この計画の樹立について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中島委員)

p.4の伐採計画ですが、資源量と最近の伐採実績、これらを足すと基本計画の数値を相当超えていると思うんですよね。今でも減反率を使って算定しているのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

使っていません。

(中島委員)

全国の割り振りと伐採実績を勘案して47万5千と。これを5計画区5年間、足したらどれくらいになるのでしょうか。

(事務局)

長良川計画区はほぼ20%程度ですので、5倍です。

(中島委員)

間伐が材積で出ているね。今度の変更では、面積と材積の併記になるらしいんですが、200万という数字は伐り捨て間伐も含めて、間伐面積×平均材積で算定されているのでしょうか。ピンとこない、この220万5千立方。何haになるのでしょうか。

(事務局)

今の間伐の4～9齢級くらいの真ん中あたり、7齢級で30%くらいの間伐率とした場合にですね、ほぼ80m³くらいが1haあたりの材積になります。

(中島委員)

すると220万m³を80m³で割ると面積が出ると考えてよいか。

(事務局)

はい。

(中島委員)

それから保安林について、長良川計画区は魚付き保安林を指定したんですね。

(事務局)

全国豊かな海づくり大会の会場の対岸の山で指定しました。

(中島委員)

下呂市でも旧馬瀬村の魚付き保全林を保安林にしてほしいという話があるんですが、これは飛騨川地域森林計画の変更計画の中に魚付き保安林が位置付けされている、とい

う理解でよいでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

現在の計画には入っておりません。

(議長)

よろしいですか。

(中島委員)

はい。

(議長)

その他、長良川計画区の地域森林計画について、ご意見ご質問がなければ、まずこの計画については、諮問について答申をしてよろしいと思うのですが、ご意見があれば、ここで伺っておきたいと思います。

特にご意見が無いようでございますので、長良川計画の地域森林計画については、諮問に対して原案は適当であるという答申でよろしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

異議ございませんか。

(委員)

はい。

(議長)

それでは、長良川地域森林計画については、原案を適当と認めると答申したいと思えます。

次に木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川森林計画区の、地域森林計画の変更についてでございますが、これについてはいかがでございましょうか。

今、下呂市の副市長さんから飛騨川計画区についてご質問がありましたが、よろしいでしょうか。

他の皆様方、よろしいでしょうか。ご意見がございましたら、ご質問でも結構ですので、お願いいたします。活発な議論をしていただきたいと思います。

それでは、ご意見も無いようでございますので、木曾川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更については、原案のとおり適当と認めるということでよろしいですか。

(委員)

異議なし。

(議長)

わかりました。では、そのように決定させていただきます。

「森林・林業再生プラン」については、いろいろご質問やご意見があるのではないかと思います。この件に関しては、しばらく時間をかけて議論したいと思いますので、国の考え方、あるいは県の考え方等について、ご質問等ございましたら、挙手をしてよろ

しくお願いいたします。

(中島委員)

一番関心がある部分として、p.4の直接支払制度、先ほど事務局から、基本的には今の造林補助金と同じような考え方という表現をされたんですが、もうちょっとわかりやすく、どういう形になるのでしょうか。

(事務局)

今度の森林環境保全直接支払制度、言ってみれば造林補助金と一緒にということは間違いないんですが、一つは集約化していただいた区域内に、まず補助は限られると。その中で、いわゆる利用間伐を主にやっていただきたいということで、集約化をやっていただきまして、そこに路網整備をして利用間伐をやっていただくということです。

皆さんから、いわゆる伐り捨て間伐が排除されるのではないかというご心配をいただいているんですが、集約化の中で利用間伐と合わせて実施できるというように整理されてくるだろうと思っています。伐り捨て間伐は全く対象外ということはないと思いますが、間伐を総合的に進めていくという形になっていくということをございます。今までは保育中心であった山づくりから、これからは木材を利用していく山づくりに変わっていくということがはっきり打ち出されているというような位置付けだと思っております。

(中島委員)

すると、具体的に言うと、利用間伐したいということで、例えば、全体を10とした場合、8割は搬出しなければならないと、2割は補助金は出すけども伐り捨て間伐でよいと、そんなイメージで考えればいいのでしょうか。

(事務局)

何パーセントで分けるということではなくて、おそらく、集約化の中で5ha以上利用間伐やればいいのか、ある決められた材積以上出せばいいのか、こういった形に落ちていくと思います。必ず8割やらなければならないとか、そういう話ではないと思われれます。国でまだ完全に決まってませんので、はっきり申し上げられない部分がありますので、そのあたりをお含みいただきたいと思います。

(中島委員)

これについては、平成24年度からやるということで理解すればいいんですね。

(事務局)

平成23年度からです。23年度から、森林・林業再生プランの最終とりまとめの形がスタートしますし、24年度というのは、一番もとになる森林経営計画がおそらく24年からスタートになりますが、集約化実施計画が既にスタートしておりまして、それと現行の施業計画とを組み合わせるやっていくと。24年度になったら施業計画から経営計画へ移行していくというようなスタイルでやっていきたいと思っています。

(議長)

三島委員、どうぞ。

(三島委員)

p.2のですね、林業専用道とか森林作業道について、お伺いをしたいと思います。

これから路網整備が大事ということで、今までも大事だったんですが、新しい考え方で林業専用道それから森林作業道というのが入ってきます。その中でですね、ぜひお願

いしたいのが、林業専用道と言われるものに該当する、現に作られている作業道がいっぱいあると思いますし、反対に、林道から林業専用道になるというようなものもいっぱいあるんじゃないかと思っておりますので、どうも、私ども内部で話をしていると、市町村によって非常に差がつくのではないかと。変な言い方ですが、林業専用道を管理しにくいので、できるだけ少なくしたい、というような話も聞こえてくるので、やはり、きちんと森林管理していくために必要なものとして国がやっていく段階の中です、既に作られている作業道のうちでも、森林作業道に該当するもの、又は、例えば昔の経営林道のように、林道になっているものなどもですね、やはりそういった基幹的な林道と作業道と、そういったものとの区別、専用道と作業道と、三つの区分、新しい制度の中できちとした形で位置づけてやらないと、全体的なバランスが崩れてしまうものが出てくるので、そういったことについて県として指導をお願いしたいと思います。

そういった意味では、新しいフォレスターといわれるものがですね、きちとした形でやっていただければそんなことはないと思いますが、既に機能しているものについては、路網整備をですね、林道、林業専用道、森林作業道という三つの区分を明確にしてですね、そういった中で森林整備がきちと進むという体制をぜひ作っていくようにお願いしたいと思います。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

三島委員の言われたことはよくわかりました。林業専用道は、早速、今年度の国の予備費による補正予算で一部取り組みを始めたところでございます。今のところは、作業道の規格の高いものというような位置付けになってはいますが、本格的に来年から林業専用道が始まりますと、むしろ林業専用道イコール林道という形になります。ですから補助率についてもですね、現行の林道の補助率をそのまま適用させていただくような形になります。

さらに申し上げますと、林業専用道は、「林業専用道台帳」を作りまして、その台帳に登載された道であれば、災害の復旧の対象になるという形になりまして、現行の作業道とは取り扱いが変わってくるだろうと思われま。このあたりについても、まだ完全には国から方針が説明されていないので、確定的な話ではないんですが、いまのところはそのように聞いております。

三島委員が言われるように、集約化実施区域の中、それから集約化実施区域を繋ぐような道、最終的には森林経営計画の中で出すね、従来からあります公共的林道、林業専用道、林業専用道といいますのは、イメージすれば、山から木を伐り出して、中間土場へ下ろしてくる、それは森林作業道という区分で、道を使って高性能林業機械を使いながら、木材を搬出してくるという、それをいったん中間土場にですね、集めまして、そこから大型トラックに積み替えまして、市場へ運んでいく。そこから公道までを繋ぐ部分が林業専用道でありますし、また林道であるというところでございます。

ですから、できるだけコストの下がるような形で路網を考えていかなければならないと思っておりますので、それに見合うような路網を整備してまいりたいと思います。

林業専用道の欠点は、規格的には、半径が12mとかですね。林業専用道を設置する

山はだいたい25～30度以下の山に設置するというような基準が出されております。それを考えますと、岐阜県の山で林業専用道を入れていくのは、いままでの作業道の感覚では難しいのではないかと思います。そこは現場で、集約化を進めつつ、路網のレイアウトを考えていきます。

(議長)

(中原委員) はい、どうぞ。

(中原委員)

中原でございます。今ちょうど作業道の森林の基盤整備のお話が出ましたが、林業専用道というのを実際に引ける状況かどうかということをごすね、この10月からやってみました。簡単に申しますと、これはもう市町村がやってくれないと、不可能です。一番のポイントだったのは、今、黒崎課長から説明のあったように、R=12(半径12m)を取ろうというのは、これは従来で言う林道、行政が作る林道の話であって、それに伴う設計コンサルタントを入れなければ、とても地域の単組である森林組合のレベルでは図面は引けません。確認しましたところ、県森連の方でも、やれないことはないけどそんなやっかいな仕事はしたくないほど、膨大な莫大な、公共事業に準じた形、それがないと採択されないことを考えると、いかがなものかと。

そういうことになってきますと、従来の昭和50年代から60年代にかけて林道というものができましたよね、あれっていうのはそもそも幅員3mというのが主力になって、それに耐える谷渡しの荷重も、それに伴った10t車が、通れるだけの設計になっていないということ。となると、現状でいくと県道とか国道から林業専用道というのは取り付けない限り、不可能ではないかということをごすね、一つ。

問題は、その次の段階の森林作業道。私見ですけれども、この後、効率的に我が県の森林整備、林地残材2万m³とか何万m³と言われるものはもったいないから出しましょうというお話ということが前提かと思うんですが、そういう中であって、県はあくまでも、これに頼ることなく独自に、先ほど課長も仰ったように、地域の山の急峻な部分というのが我が県の特徴であるならば、山を壊さない形での基本インフラをやっていきましょうということになると、3mとか3m60cm、そういったもので、なおかつ高性能林業機械を導入できるところ、ということになると、従来でいう加速化基金なんかでもやられている2級作業路の、最大でも3.6m付近、これが最も図面上の問題。検査方法、それに伴う構造物等もごすね、設計する側、作る側、できあがって使う側からしても、非常にフリーハンドな部分があって、費用対効果というものはいざばんあるのではないかと思うのです。とすると、実際、県が、林業専用道で行きます、我が県はこれを軸に8割行きますということになっちゃうと、これはもう全くどうにもならないというような現実だと思います。正直に言って。

そういったものもあるけれども、我が県の特徴を考えたときに、その従来の、2級作業路を中心とした、造林補助金でも加速化基金でも作っている道、そういったものをごすね、より一層、制度として下支えするような方法を、ぜひ考えていただくことが、必要かなと思っています。

(事務局)

今、中原委員が仰った内容ですが、いわゆる路網整備の中で、林業専用道、森林作業

道とってですね、県内すべてを林業専用道でやるかと、いうわけでは絶対なくてですね、私見かもしれませんが、森林作業道がたぶん主になってくると思います。林野庁の予算においてもですね、先ほどありました森林環境保全直接支払制度、この中に森林作業道が含まれておりまして、路網整備をしながら森林整備をやっていくということです。それから林業専用道は予算が別立てで措置されています。あとは、どこにどの道が必要かということになってくるかと思います。

今、中原委員が言われましたように、この山から伐り出すためにはこういう道がほしいと、必要ですよということになってくるかと思えます。ですからそこで、まずは森林作業道で木を伐り出すことを考えていただいて、そこから木を中間土場へ運んでいただいて、そこから林業専用道というのは、机上では考えるところです。それを今度は現地へ持って行くとですね、どこのポイントを作って、そういう道をつくるんだということになりますので、それについては現場でいろいろ検討しながら、道のレイアウト、線形、それから道の選択、幅員の選択とかですね、そういったものを考えていただくと、いい道づくりになるかと思っています。

(議長)

他にございませんか。

では、お願いします。

(木村委員)

p.4のところにある森林計画制度の見直しのポイント1のところの新たなゾーニングの導入ということで、ポイント3にもう少し書いてありますが、従来の3つのゾーニングというのは、水土保持それから共生林、それと循環林という区分ですよ。これを、新たなゾーニングを、ポイント3を見ますと、あるいはp.5のところには、市町村が主体的に新たなゾーニングできるということで、これは、どういうイメージをされているのか、従来のこの、古い言葉で言えば保安林、それから環境林、経済林と、それ以外のゾーニングとしてどういったものをイメージされているのかを教えてください。

(事務局)

これはですね、まず、現在のゾーニングは、先ほど言われたように3つあります。この3つは、必ずどれかに割り振ってですね、重複がないんですけども、新たなゾーニングではその重複を認めようと。ですから、本来、水土保持林というのは全ての森林が持つ働きにもかかわらず、現在のものは、水土保持林と、資源循環林を分けましょうということになっているので、この重複を認めましょうということになっています。今言いました水土保持とか、災害防止とか、7つほど想定されているんですけども、機能としまして水原かん養、それから山地災害防止、土壌保全、快適環境、保健レクリエーション、文化、物質生産、これは木材生産です。それから希少生物、野生動植物、こういったものがあるんですけども、これらを重複して指定していいですよ。

この指定のひな形的なものは、やはり市町村で示すことは非常に難しいですので、国が示して、それをもう少し地域に合うように県が示すということになります。それに基づいて市町村が示すことになります。それから特殊的な溪畔林とかですね、どうしても希少な生物がいるとか、そういったものもピンポイントで指定していいですよ、というような形になります。そういったものを踏まえて、県で考えているのは、今の3つのゾ

ーニングは計画策定時に1年間で無理矢理貼り付けたので、それは非常によろしくないということで、どうしても保全しなければならない森林というのを段階的に指定して、それ以外のところで林業経営なんかをやっていただくというようなことを、今、イメージしています。

(木村委員)

今の答えは非常に重要だと思うんですけど、私も個人的には、森林というものはいろいろと複合機能が入っているものであり、お話はよくわかったのですが、今度はそのゾーニングの基準となるものを決めるのは非常に難しいと思います。その辺りは、今の話ですと国が提示するという形ですけど、ここにも謳われている地域特性ということを考えて、当然市町村単位では非常に難しい、エキスパートがいないと。そうすると県がイニシアティブを取って、基準作りが必要になるかと思うんですが、そのあたりいかがですか。

(事務局)

それにつきましては、現在の3区分になる前に、5機能区分というのがありまして、それが高・中・低というのがありましたけれど、それを基本にして、その時になかった生物多様性とか、そういったものを加味しながらやるということで、岐阜県にはそういうデータも蓄積されていますので、そういったものを活用しながら示していけると考えています。

(議長)

中島委員、どうぞ。

(中島委員)

人材育成ということで、専門知識を有し、市町村を指導するフォレスター、森林経営計画を策定するプランナーというイメージで今検討しているとのこと。具体的にフォレスターっていうのはS P、施業プランナーはA Gという理解で考えるとわかりやすいのでしょうか。

(事務局)

今のところ、人材育成につきましては、市町村を指導していくフォレスター、これはたぶん国、県の職員が対象だということになります。フォレスターの候補者としては、現在の林業普及指導員、いわゆるA Gですね、これを第一候補に考えています。平成23年度からフォレスターを養成していく研修が始まりますので、本県におきましても、A Gを何人か選びまして、研修を受講させて、フォレスターになっていく。それについては、准フォレスターという言葉で整理がされているようです。フォレスター自体は平成25年度から国で認定業務をやっていただくというように整理されておりますので、それまでは准フォレスターという形でつないでいくということでございます。決して民間の人を排除するということではなくて、最終的には国家試験を受けていただきまして、国家資格になると思いますから、いかに今度はその方を市町村で採用していただくかということが、たぶん問題として起こるかと思っておりますので、民間の人をいかに活用していただくかということが、これからの検討になると思います。

それから施業プランナーはですね、基本的には森林組合とか林業事業体の職員の皆さんが、集約された事業地について、そこで施業プランというものを作りまして、それを

森林所有者の皆さんにご提案させていただく。そういう能力を兼ね備えた方を施業プランナーという形でやっていきたいと考えています。

それから人材につきましてはですね、高性能林業機械のオペレーター、それから現場で実際に木を伐っていただくフォレストワーカー、といったような形で、それぞれの作業のステージごとに人材育成をやっていくというような形で現在整理がされています。

(議長)

他には、どうでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員)

最近言われておりますように、ここにも掲げてありますが、10年後には木材自給率50%にしたいというようなことを目標に掲げておられるわけですが、岐阜県においても、当初5年計画でしたか、平成23年度までには40万m³生産しようという目標が掲げてあったかなと思っています。今年22年度であります、30万m³を少し上回る程度ではないかなと思っていますが、この50%シェアにしようとする、よほどのシステムを確立しないと、難しいかなということをおっしゃっています。

確かに集約化、路網の整備ということが書かれているわけですが、まだ他に対策を練らないと、岐阜県においても50%シェアはなかなか大変ではないかと思っています。10年後に50%と言いますと、岐阜県の素材生産量が何万m³になるのかなと、それをお聴かせ願いたいなということと、今後5年で50万m³の計画だったと思いますが、ここで謳っているように森林施業の定着、集約化と路網整備の進展というようなことだけでいいのかと、いうことをお聴かせ願いたいなと思います。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

最初の素材生産の話ですけども、平成23年度で40万m³、それから28年度に50万m³にするというのが基本計画の目標になっています。そのためどうするかということですが、需要面につきましては、今度合板工場ができて年間10万m³、今年間30万m³と合わせまして40万m³くらいの需要量になりますが、問題は供給の面です。供給につきましては関係団体の方々と協力しながらですね、県内の素材生産業者の方に生産をしていただくような形でですね、お話をするのがひとつ。それからお話だけではなくて、実際そのためには道を作ったり、補助金を出したり、昨年からは間伐の材積が増えれば増えるほど補助金の額を増やすといった取り組みもしております、木が出てくるような形でですね、行政の支援を合わせてやっております。

ちなみに、県内で160～170くらいの素材生産業者の方、いわゆる一人親方以外の方々に、このところ回ってお話をお聴きしまして、トータルしますと、40万m³くらいは、来年度素材生産をするというような希望も聞いておりますので、23年度に40万m³というのは、皆さんが考えておられるように生産していただければ出てくるかなと思っていますが、それ以降の50万m³につきましては、さらにですね、県木連関係の製材業者さんとか住宅会社さんにしっかり県産材を使っていただくというように、需要を掘り起こして行きたいと考えます。

その需要の掘り起こしの部分で、今年から始めましたのがぎふ性能表示材ということで、証明材ということに加えて、含水率とか強度を表示することによって安心して使える木材を岐阜県は供給しますよということで、住宅における県産材の需要を増やしていくということで、需要については合わせて進めています。自給率50%にするにはどうするかについては、国の方で考えられていまして、国で5月にやった試算なんですけども、自給率50%にするにはですね、製材関係でいうと、国産材率は59%、それから合板関係で60%、パルプ・チップの関係で39%となっていますが、実際その数字でどうかと言いますと、製材関係ですと44%を59%にするといいまして、合板は24%を60%、パルプ・チップは17%を39%と、かなり高い量を増やさないと、この自給率50%という数字はできないものですから、私の個人的な思いとしては、かなりの部分で外材から国産材に動かすような取り組みが必要なのかなと思っています。

国の方が一つ出してきたのが、今年10月1日に施行されました公共建築物における木材の利用の促進に関する法律ということで、公共建築物については木造化を積極的に進めるといようなことも出てきておりますので、国としてはそういったところでですね、製材関係で増やすとか公共建築物、土木の関係なんかでも何十万m³、また180万m³とか増やすとは言っております。ただ、国の方も予算がないものですから、実際その法律を作った割にはですね、木造化した場合には単価を上げる（助成する）ということも岐阜県はやっているんですが、国レベルでは、全くまだ弱いものから、50%にする法律とかプランでの目標はあるんですけども、実際にそこまで10年後に行くかというのは、私のところでは、非常に難しい部分があるのかなと思っています。

ただ岐阜県の場合はですね、現在、自給率はですね、21年度現在で県産材の使用率が70%くらい、国産材ベースですと80%くらいが県内全体における量ですので、岐阜県ベースでいけば、県内で使う木材の70%以上は県産材で賄われているということになっております。

（議長）

議論も進んでいますが、後の議題もありますので、少し手短によろしく願います。

（中原委員）

森林整備を伴う利用間伐が、ここ何年かキーワードになっているんですね。これは、8～9齢級がご多聞に漏れず、拡大造林政策に打って出た我が県においても、8～9齢級が特化して余分にある。これ、平成18年にいわれた話なんです。今、平成何年ですかと考えると、もう統計上に出てこないんですよ。スライドしちゃってる。私が聞きたいのは、この8～9齢級をこの5年間の間に、どれだけ整備されたのか、整備すべき荒廃林が、統計上はもう10齢級に行ったから知らないよとなったのが、結構あるはずなんです。はっきり言って。それとその中でどれだけの面積が森林整備されて、その中でどれだけの面積は、利用間伐の対象になったってことが、なかなか記されていないところ。それが一点。

それともう一つ。全国に新たな指針を打ち出した「健全で豊かな森づくりプロジェクト」、森プロというのがあるけれど、その総括というものがされていなくて、森プロに着手してトライした人たちが、どういったノウハウを身につけて、どれだけ改善された

かということ、これ、民間企業ですと絶対あるんですよ。それをやらないで、毎年毎年、次から次へと採択して、では、それがどうなったのかと。何のためにどれだけの人と情報と補助金をそこに回し、優先的にやったかと考えると、僕はすごくいかがなものかと思えますよ。それがやれた上で、今ここに、次の段階に入ったときに、役立つはず。例えば、今説明があったように、県内に160社の素材生産業者、そのうちグラップルの保有企業はどれだけ、プロセッサがどれだけ、ということなんです。自給率何%ということよりも、それだけこの5年間、加速度的に、森林を健全な形にシフトしてきた制度政策を打って出た、それをもって、今現段階で、作業路がこれだけの網羅が進んだ、森林の整備がこれだけ進んだ、機械もこれだけ整えた、だとすると、これだけは素材生産が、何万m³か何十万m³が可能なはずだということが出てきて、それに加えて新たな支援策を打って、前年度対比もう5%、素材生産量を上げるとというのが、僕ら民間からするとそういう考え方なだけけれども、何十万m³やらなきゃいけない、でも具体策は出てこないというのは、そういうところなんだと思う。

もう一つ、AGとかフォレスターとか、いろんな言葉がありますけれども、僕は横文字でだまされちゃいけないと思っているんです。例えば、プランナーとかAGがフォレスターをやるということをお話ししてるけれども、敢えて辛口のことを申し上げる。現地機関でAGという人たちは、補助金の検査を通すために仕事がそのとおりにやっている。戦後60年の林業政策で、山を壊してしまった。我々は。何かといったら、補助金をもらうために、検査を通すために森林整備をした、この現実を鑑みるに、47都道府県で唯一林政部が残っている我が森林県は、この辺を悔い改めてやらない限り、補助金のため、まさに補助金の括りは今後ますます厳しくなるんですよ。するとそれをどうクリアするか、検査で引っかからないようにどうするか、そんなことを思うと、岐阜県としてのオリジナルに合った、フォレスターなどの育成では考えていただきたいと思えます。

(議長)

はい、どうぞ。

(事務局)

高性能林業機械が入っている高能率チームということで、平成20年の実績しか把握していないのですが、22社で高性能林業機械を入れてやっています。台数は21年の数字がありますが、117台の高性能林業機械が入っています。

森プロについてですが、19年から順次採択してきて、現在15地区の森プロを採択しています。その総括がないということで、まさにそのとおりですが、実は今年、森プロに関してこれまでやってきた分について全てもう一度評価をすることということで、素材生産はこれくらい目標にしていますよと、それで実際はどうだったかと、内部で評価、検討を行っております。そういったものを踏まえてですね、森プロで足らなかった部分、生産目標に達していないとか、そういった部分についての原因を検討いたしまして、来年度からですね、この検討を踏まえて、この森プロについて取り組みをしたいと。今までの森プロとは、もう一つ別なステージといいますか、そこでの取り組みをやりたいと考えております。内容につきましては検討中です。森プロの中ですと、問題点で一つ言えたのが、集約化の計画を出していただくのですが、その集約化が進むところ

は進むのですが、多くのところで集約化部分が進んでいない。結局集約化できないものですから、作業路は入れてあるんですが、生産量が伸びないのではないかと考えています。そのあたりを反省点として、次の段階では、それを克服できるような取り組みをしていきたいと思っています。

もう一つ、最後に言われた、生産目標の話ですけれども、今考えているのは、1人当たり6m³くらいですね、4人で年間6千m³くらいでしょうか、1チームあたり。これくらい出すようになれば、かなりできるようになると思っています。実際には、まだそこまで行っていない、多くは5千m³以下、4千m³程度ですが、そういったところについては生産量をもう少し増やしていきたい。そのための研修という形でも実施しております。

(議長)

多くのご質問やご意見が出てきたところでございますが、一応この辺で切らせていただいて、また後の議論を続けたいと思います。

最後に私から申し上げますと、地方の森林計画、さらにその下に地域計画という形で、新たな森林計画を作って進めています。ここに来て国の見直しがあって、国の森林・林業基本政策検討委員会において、再生プランがまとまったわけです。一つの道筋というものはできてきたというわけです。さて一方では地方主権という話があって、国と地方の役割を話し合う中で、森林、林業に関する、あるいは環境対策を含めて、それぞれの役割というのを明確化して、こういう形のものに今なりつつあるわけですが、この、国から地方へと今のような形で行くと、国は法律を作って、計画を出してという形になるんですが、実際にやるという立場になると、地方が具体的に進めようとする、財源がないとできないということがあられるわけですね。そういう財源の問題と、もう一つは、こういった新たな国の方向が出ると、それに基づいて、例えば林道は何mにするのかとか、国が方向を出すと、これは新たな規制と一緒になんです。そうすると新しい規制が始まって、また国の関与という形が出てきてしまうという問題があります。林業の再生などをそれぞれの地域でやろうとして、県に聞くと、また結局国に聞き、国が指示してまた新たな関与が始まるというような形状にあり。今は新たに民主党政権が生まれて、そういったいろんな問題が錯綜している時期だろうというように思っています。更に新たに問題となっている、TPPという問題があります。本来資源は有限物でありますので、将来は各国がそれぞれ、森林資源については確保するという形になってきます。日本も農産物の自給率を50%に上げていく方針ですが、将来は木材も日本が輸出をすることになるかもしれない。今新たにアメリカがやろうとしているTPPの話は農業だけでなく林業もさらされるものになるかも知れない。

TPPよりはアジアを中心にAPEC、FTAというか2国間の協定、使う側(消費)と生産する側の間の話し合いというようなことも、大きな課題であろうと思っていますし、農業だけでなく工業や観光、特許などいろんな問題が錯綜しているわけです。来年の9月には、この審議会でも再生プランについてもある程度の形を見せると言っておられますので、できるだけ情報をですね、委員の皆さまがわかるように、いろいろ資料を出していただいたら良いと思います。基本計画とかいろいろ審議していくこととなりますから、得た情報はできるだけ早いものから出してください。次に地方6団体、全国知事

会とか市長会とか町村会とかがあります。国と地方の協議の場で日本の進む方向について地方が主導出来るよう議論を今たくさんやっているわけでありまして。例えば子ども手当とか法人税の問題もそうなんです、これ財源を伴う話なので、地方では大変なんです。何かをやれということと一緒にですから。工場の海外移転をなくすため法人税の場合は経済界から5%下げろという話が出ていますが、法人税が5%下がると地方税も下がってくるんです。そうすると地方の財源がまたなくなる。少子化対策として子ども手当も今度2万円にするという、その財源を地方で作ることは、新たな財源がない限りはできない。ちょっと話逸れますが、医療についても国民健康保険というのは、今まで自営業の人がほとんど保険者であるところが、もうそういう人たちが少なくなって、60歳以上の高齢者ばかりになってくると、もう破綻なんです。そうなってくると、どれだけ国がお金を入れるかということによって決まってくるんですが、そうでないと、地方はほとんどのお金を福祉と医療と年金に使わなければならなくなってきます。従って森林、林業にまわすお金は少なくなるということになってきます。子ども手当を2万円に勝手に国が決めてくるということになると、あるいは法人税を5%下げると国が勝手に決めてしまうと地方はおかしくなる。だから今度の問題についても、地方から森の問題について、地域と国との協議会の場において、しっかり話をしないと、国から押しつけられる話ばかりになってしまう。理想は出てくるんだけど、やるのは市町村とか県でありますので、財源を伴わないで、仕事ばかりが増えていって、国は理想論を述べるだけとなってきますので、どうやって国と地方がやるかについての話し合いは、知事会であったり市長会であったりということになります。しかし森林・林業基本計画の策定には国の役人や政治家だけでなく専門家も入っているので、僕はこれはそんなにむちゃなものではないと思っています。来年の9月くらいまでにはまとまってこないかなと思います、私はもうちょっと様子を見るべきだろうと。いずれにしても、森林計画という、現存する法律の中では、計画の見直しと、新たに長良川地域森林計画を樹立しますので、これである程度行くしかないかなという思いをしているところです。議長としての発言は逸脱しているかもしれませんが、まとめとさせていただいて、次の方に入っていきたいと思いますが、本日諮問された案については、原案どおりでよろしいという結論にして答申をするということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

それでは、休憩に入って、答申文を用意していただきますので、よろしく願いいたします。10分間休憩とさせていただきます。

(議長)

審議を再開したいと思います。

それでは答申の文案につきまして、事務局から朗読をお願いします。

(事務局)

・朗読

岐森審第6号 平成22年12月22日
岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜県森林審議会 会長 石川 道政
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について (答申)
平成22年12月15日付け林第601号をもって諮問のありました下記について、 原案のとおり決定することを適当と認めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく長良川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第4項に基づく木曽川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林 計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(議長)

ただいま事務局から朗読していただきましたが、答申文案につきましては、以上でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

それでは、異議なしという言葉をいただきましたので、本日の答申についてはこれをもって終了させていただきます。

引き続きまして、報告事項に入りたいと思います。

林地部会の審議状況等につきまして、木村林地部会長さんからの報告をお願いしたいと思います。

(林地部会長)

それではご報告いたします。

林地部会につきましては、2月26日、11月1日の2回開催し、林地開発許可事案について2件の審議を行いました。

審議の結果、2件とも「森林法の規定に照らして支障がないものと認める」との答申をいたしました。

なお、詳細につきましては、事務局からご説明します。

(事務局)

・説明

(議長)

今ご報告があったとおりですが、何かご意見はございませんか。
報告どおりでよろしいですね。

(各委員)

はい。

(議長)

それでは、意見もないようでございますので、次の議題に入らせていただきます。

「森林・環境税（仮称）について」でございますが、これについて説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

※志村次長から説明

(議長)

いまご説明がありました件につきまして、率直なご意見やご質問を伺いたいと思います。はい、木村委員お願いします。

(木村委員)

文言についてですが、専門家の立場で言わせてもらいますと、2ページの「豊かな森づくり」項目で4つ挙げられていますよね。一番目の「環境保全を目的とした間伐の実施」、間伐というのは、これは林業行為にかかわる事業。ところが、概要の方を見ますと、水源となる奥山林、奥地林あるいは溪畔林と。奥地林、溪畔林ともにこれは林業行為とは少し違った意味での保全林と言いますか、そこに間伐を行うというのは、これはどう見てもそぐわない表現だと思います。私が個人的な意見を言わせてもらおうと、「奥地林あるいは溪畔林の整備」という言葉なら分かりますけど。間伐というのは林業行為の一つですから、こういった溪畔林あるいは奥地林を対象に「林業行為を行う」のか、という誤解を招く恐れがあると思います。

それから、2番目の「里山林の整備」ということで、ここも舌足らずな説明かと思うわけです。なぜ里山林を取り上げるのかという説明が、ここには抜けていると思います。例えば「我々の生活と密接に関連している里山林」とか、そう言った表現がないと、県民の方は理解できないと思います。その2点です。

(議長)

是非参考にしていただきたいと思います。

(事務局)

1点だけ。言われるとおりですけども、一番目の「環境保全を目的とした間伐の実施」

というのは、先生言われるとおりになんですけども、ここは人工林であるけども、将来的には針広混交林とか、そういった誘導をしていきたいと。いわゆる、林業ではなしに、奥山で（人工林を）つくってしまったとか、それから溪畔林に植わっているものを誘導するような、そういった意味で「環境保全を目的とした」という意味合いで書いておりますので。

（木村委員）

それは良いんですけども、間伐という表現でなくて「整備」という方がいいと思います。

（事務局）

分かりました。

（議長）

はい、小林委員さん。

（小林委員）

私は環境教育を専門としているので。「地域が主体となった森林づくり活動の推進」と「環境にやさしい人づくり」というところがやっぱり別々になっているのは予算の関係かとは思いますが、環境教育をやるにあたって、なぜこの「森林環境教育」というふうに特定しなければいけないのか、環境教育という言葉が独立されているのか、というのがちょっと疑問ですし、豊かな森づくりの④番のところは、非常に具体的であるにもかかわらず、清らかな川づくりの②番のところは非常にアバウト。ここも非常に引っ掛かりがあります。

せっかく「森林・環境税」でやられるのであれば、環境教育ということを一貫にしないと、何となく整合性がつかない。しかも一般の方たちに課税して、それに対する恩恵ということであれば、もう少し、やはりこのところを論議される必要があるのではないかと思います。

ちなみにですが、私は「緑と水の子ども会議」の方も派遣されていますし、「環境にやさしい人づくり」の方も水の関係で派遣されていますが、やっている内容はほぼ同じです。

ここでやらなければいけないのは、今みたいにブツブツと切った環境教育ではなくて、この環境税に対するお金を出しても構わないよ、という人に対する思いをつくるのであるならば、もう少しこのあたりを、せっかくの環境教育ですから練り上げていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、「NPOの創意工夫による様々な森林づくりの取組み」というところと、同じように「環境にやさしい人づくり」のところもNPOもやっていますし、様々な行政機関の連携もあるでしょうし、そのあたりを少しやってもらいたいのかなということも思いました。

ほかにもありますが、もう少し水にかかわる言葉を入れていただきたいなと思います。以前の森林税の審議のときには、ほぼ水源税に近いようなお話であったと思いますし。例えば、水に関して私達がやっぱり考えなければいけないところなので、この水に関する意見みたいなものも、それも森林も取組みの一つ、様々な要素はあるけれども、「清流の国づくり」というよりは、「水づくり」のところに重点を置いた方が、市民にとっ

ては分かりやすいような気がします。以上です。

(議長)

はい、どうぞ。

(事務局) *志村次長

いま小林委員が仰ったとおりでございまして、実は1ページの柱立てでは3本に整理してあります。ところが2ページのところでは、3本目の柱が見えなくて、それぞれの施策の中に盛り込んでしまっているということがございます。林政部と環境生活部の中の縦割りで作業を進めてきて、両者のすり合わせがまだできていない部分がございます。したがって、「森林」の④番と「清らかな川」の②番ですね、これは1ページにございますような「人づくり・仕組みづくり」という大きな体系の中で、環境教育も当然、森林(環境教育)も含めた、大きな環境教育の中で、整理していくべきものだと思っております。ちょっとその辺の整理が足りないということはおっしゃる通りでございますし、「川」の方も非常に抽象的で、具体性がないということもその通りでございます。ここは至急、我々の方でいま検討を進めていきたいと。もう一回整理してお示ししたいというふうに思っております。

(議長)

他にありませんか。はいどうぞ。

(日置委員)

2ページの一番上にですね、施策の考え方で「新たに実施しなければいけない施策」それから「既存の施策であっても抜本的に充実させなければいけない施策」と、こういうふうに施策の考え方というのが書いてございます。施策の内容というのは「豊かな森づくり」と「清らかな川づくり」の2つに分けてあって、それから3ページに5年間、60億円の新規の税を創設して、これだけの増収を図りたいということなんですが、年間の県ベースでの12億円というのは、前のページの新たに実施しなければいけない施策というのは、今までやっていなかった施策ですから、これをやろうとすれば当然増加、増分の財源が必要なことは分かるんですが、既存の施策であっても抜本的に充実させなければいけない施策というのもあります。要は今の税制の中でこれだけの施策、年間何億、何十億、あるいは何百億かわかりませんがやっていて、それに純粋に、今回はこういう新税を創設して、5年間60億、年間12億円の分は、今まで実施していた分に確実に上積みをしますよ、という意味と取っていいでしょうか。

今までやっていたものを、いろいろ県も財政が大変だということで、新たな12億円、そういう新税を創設するけれども、今やっているものが、要は「へこむ」というんですかね、それだけの上積みになる施策を、それだけの量、質ともにやるということで、県民に理解を求めるということで良いのか、あるいは、そこは既存でやっていることとの量的な関係と言いますか、事業量的な関係と言いますか、その辺はいかがでしょうか。

(事務局) *志村次長

事業ごとに色々違うということでございます。基本的にはきちんと新しい施策を打ち出すと、そういうものに対して新しい財源がいるという基本的なスタンスでおります。ただ、一番上の溪畔林とかの間伐の整理につきましては、実はある程度の量をやってきておりますが、特に今後国の財源が大幅に縮小するという中で、既存の部分も十分でき

ないという部分が出てきます。したがって、特に森林の整備につきましては、現状を維持するための経費という部分がございます。新たな施策という意味合いも、こういった奥地の今まで整備が進んでいないところでやるという意味と、全体量を確保するという意味合いが、間伐というか、森林整備にはございます。

それから、里山林、これについては、ほとんど今まで手がつけられてきておりませんので、これは正に純粹に施策として取り組むというものでございます。

それから、公共施設につきましても、国の基金とか一時的な財源は別にしまして、県費ベースでは1億円も満たないくらいの財源しかございません。これはきちんと我々としては更に充実していく、川下の部分をきちんとやりたいということで抜本的に充実したいということで、その上積み分の経費をお願いしたいというものでございます。

それから、4つ目の「地域が主体になった…」これも、今のところこういった支援制度はございません。したがって、基本的には新たな施策のための上積み、それから更に充実したいものということですね。そういった観点で、これだけの財源がいるというふうに考えております。

(日置委員)

新たな税を創設するということですから、当然既存の部分が結局実は減ってしまったということになると、新しく創設したものは、そちらへ（お金が）回っただけだ、という話になるでしょうから、いまご説明のように、できるだけ、と言いますか、ほぼこれだけのものは、新たにこれだけ上積みして実行していくんだという、ところが必要なんじゃないかなと思います。

(議長)

他にはございませんか。はいどうぞ。

(伊藤委員)

環境税でございますが、一律個人であれば1000円と、これは子どもから大人までじゃないのかなと思っております。企業であつたら先ほど、2万円から80万円ということもいまお聞きしたわけでございますが。企業におかれても、個人におかれても、森林を相当量所有しておられる方もお見えになるし、特に、森林整備もされている企業、あるいは個人の方もお見えになろうと思っておるわけですが、そういう方たちへの優遇性というのは考えていらっしゃるのか、それとも一律にしようという狙いでやられるのか、どうなんでしょうか。

(事務局) *志村次長

基本的には一律に、という考え方でして、これはなかなか難しい議論です。つまり、受益と費用負担ですね、その関係をどういうふうに捉えるのか、ということだと思えます。やはり、我々としては、環境を守るという視点からお金を使っていきたいというふうに思っています。

こういう環境保全によって受ける利益というのは、県民が等しく受けるものじゃないかというふうに思っております。森林所有者の方も、川下の方たちも、その辺から受ける利益というのはですね、平等に受益を受けられると思っております。したがって、そういう観点から、負担についても広く薄く、負担をしていただく、という観点で県民税の均等割ということで、特に山の所有者だから、という考え方はしておりません。

(伊藤委員)

もちろんそういうことでは、ある県議会議員の先生の話の聞くところによると、「岐阜県は環境を生産しているところだから、なにも岐阜県が出す必要はないんじゃないか、もっと下流域の名古屋だとか、そういう人たちに環境税をもらって来なければいけない」というようなことがあったものですから、そういうことから思えば、確かにこの地域は山元ですから、環境を生産する地域であるものですから、本当はもっと下流域で恩恵を受けておられる方、受益を受けておられる方が出すのが本当じゃないかなということでも申し上げました。

(議長)

はいどうぞ。

(事務局) *志村次長

下流域から、という議論はよく頂戴しております。ただ、税ということで、課せるかどうかということは非常に難しいと思われま。いろいろな形で、例えば今度の税を使ってですね、森林整備したことの恩恵というのは当然下流域の方たちも受けるということでございますので、いろいろな機会を通じて下流域の方たちにそういったことを訴えていきたいと思ひます。ただ、具体的に負担を求められるかどうかというあたりは、なかなか難しいかなという気がしております。そういう声は、発していかなければいけないと思っております。

(議長)

他よろしいですか。はい、どうぞ。

(神谷委員)

お願いしたいのは、施策の内容というのは当然予算が計上されるのですが、この予算を計上するのに厳密に、もう少し数字をきちんと出していただいた方がいいと思ひます。いま皆さんご存知のように、非常に景気が悪くて、消費税増税ということがうたわれていますけれども、やはり、経済の原則でいくと、景気が悪かった時は、もう減税なんですよ。減税すれば、景気は良くなっていくんですが、やはり日本政府の場合は、いろいろな減税できない理由があつてやらないので、ますます重税感が増えるばかり、ということになっています。みなさん日本経済に疲れておられて、また課税か、また課税か、っていうときにですね、やはり大変つらいものをご負担いただくということですから、なるべく予算は必要最低限にさせていただいて、しかも厳密にこれこれこういうふうに使います、というふうできちんと説明なさった方が良く思ひます。

そういう意味では、この「豊かな森づくり」、「清らかな川づくり」で、まず「森づくり」の方は①番と②番くらい、「川づくり」の方は①番。要するに、水環境っていうんですか、里山にも必要最低限にですね、生きていく上には絶対必要な水、生物、森林、これを守る、まずそこから考えた方がいいんじゃないかと思ひます。よくある、③番とか④番や「環境にやさしい人づくり」というのは、結構予算を割いても無駄になる場合が多いので。何に使ったの、何だったの、ということが多いですからね。だから、こういう限られた予算なので、あんまり無駄に使わない方がいいと思ひます。必要最低限の予算でいいと思ひます。それが1つです。

あともう一つは、伊藤委員さんと全く一緒に、なぜに岐阜県民だけが負担するのかと

いう思いがあります。均等割ですから、いわゆる住民税みたいなもので、個人、法人さんをお願いするということですが。こんなこと言うともものすごく怒られるかもしれませんが、水資源とか森林資源というのは、これが侵されたら、人間は生活できませんから、県民みんなが不幸になるということなんですよね。そうしたら、なぜ岐阜県民だけが負担しなくちゃいけないのかっていうのが一つあります。もう一つは、やはり県外の人たちに、この水が流れて行って、やはり愛知県とかどどんいろんな人たちが、恩恵を被るわけですから、なおかつその、消費税っていうんですかね、そういう形で、何か広く薄く負担を求めるっていう税を考えなきゃいけないじゃないかなと思いますね。岐阜県に来られた方に、観光客の方に落としていただくとかですね、なんかそういうことを考えられないかなって思います。やはり、税を考えるには公平であること、中立であること。色々な案があると思いますけれども、岐阜県民だけがなぜ負担するのかというのはあります。その辺もう少し考えていただいたらと思います。

(議長)

はい、どうぞ。

(小林委員)

私も同じで、なぜ岐阜県民だけが負担するのかということがありまして、いろんなところで、やっぱり水っていうものの生産の価値というものを、やはり他の県にも知らしめる必要があるし、私たちだけが負担して、それで受益はほかの県というのも、非常に不満が残ることだと思います。先ほども申し上げたんですが、水資源を大事にすることイコール、もし森林の整備ということであったら、理解はできる。それだけではない、という話もありますけれども、こういう税を掲げるのであれば、もう少し分かりやすく、私達に説明していただく必要があるのかなと思います。

先ほど環境教育の話も出ましたけれども、やはり合理的な環境教育で、必要以上にお金をかける必要は私もないと思っているので、できればこのところを整理されて、もう一度お願いしたいと思います。

(議長)

他、ございませんか。よろしいですか。

今のは要望ということで、よろしいですか。

(小林委員)

はい。

(議長)

私の方からもちょっとお話ししたいのですが。実はこの表題を見ると、1ページの上に、「森林・環境税の考え方」と書いてあって、名称が「清流の国ぎふづくり」ということで、本来の目的は、森林環境というのが目的ですが、名称が「清流」ということになると、そのお金の使い方が、3ページで45億円が「森」で、「川」が15億円ということなんですよね。それで、「清流の国」ということを言う以上は、清流に関するもっとも必要なものにある程度お金をかけていくということが、大事ではないかと思えます。要するに、清流は森によってあるんですけれども、私は両方必要だということをおもいます。

それから、この1ページのところにも書いてある中で、「森林や河川は県民の共有財

産」、こういう言い方をすると、これに対する利用権が発生しないか、どの山でも自分は税金を払ったから勝手に入れるのか、という話になるのでは。これは拡大解釈でありますよ。例えば河川の漁業権みたいなものと、一緒のようなことが起きてこないようにしていく必要があるんじゃないかと思います。ですから「享受しているから、その対価として払ってもらおう」というくらいならいいけれども、県民に財産の管理をしてもらうために税金とるんだっていう話になってくると、ちょっと拡大になっている気はしないかという心配をしています。

それから、森とか川へ今どちらかというところと整備するということに重点が置かれているんですが、川文化というのや森文化や里山文化というものがあるんです。今までどちらかというところ、そういうことについてはほとんど国も県も市も目を向けてこなかったんですね。舟運とか、森の文化もいろいろあると思うんです。岐阜県特有のそういうものがあるはずなんで、こういう新しいものに対してもお金を付けていくということをしていかないと思います。

次の世代にしっかり受け渡していくんだということで、財産である森を守っていく、整備していくということも大事ですが、そこに生活をしている、あるいは文化という伝統的なものもありますので、こういったものを継承していくということも一つ私は（使途に）入れていくことではないかというふうに思っています。

それから、先ほど日置委員さんからも言われたんですが、これ基金として5年間で60億を基金で積んでいくということは、例えばそれを5年間で全部消滅させてしまうのか、返して使うのかという問題があります。結局消滅させてしまうと、5年間で60億ということですから単年度で、12億ということですよ。12億を毎年使っていくということなら別に基金という考え方でなくても構わない。ただ、1年目に20億使っちゃって、そうじゃなくて5年目に50億使うという考え方もあるわけなので、そういう意味で基金というふうに使われていくのかどうか。

もう一つは、森を守るとか川を守るとか言うには、有害鳥獣とか、今ここの説明の中には、一つは外来生物の防除ということが書いてあるんですが、現実には山を守ろうとすると、カモシカの問題とかシカの問題とか、いろいろ鳥獣問題ありますよね。この問題については、国も県も市町村も大変困っている、財源が無いんですね。だからこういうものについても、ある程度、これは山を守り川を守ることになるので、ちょっとそういったものについての費用も出していいんじゃないか、というふうに思います。

最後にもう一つは、いま国が考えているガソリン税とか、石油税とか自動車を利用する人たちから、ある程度お金を取るという考え方で、0.何パーセントくらいに相当する分を環境税、要するに地球環境の悪化防止のための税として取るという形がいよいよ税制度の中に入ってきましたよね。一方、ここでは、岐阜県は特有の目的を持って、いま言われた森林環境を守る、国の環境税は地球温暖化対策を中心とするということになると思うんですが、その整合性の問題。それからこのお金は県民からいただくことになるんですが、国有林とかそういうところは全く手をつけずに、要するに県の関与する部分だけをやるとか、そうなってくると、この整合性として、じゃあ国有林は国が同じ制度でやってくれるのか、そのまま金が無から放置されるのか、という問題もありますね。こういうようなところの整合性もある程度必要ではないかなと思うんです。

よね。

これは、おそらく市町村にも諮問があると思うので、当然市町村の関係では地方の税として市町村にも使わせてくれ、という話が出てくると思いますが。まあ、いろいろな面があると私どもは思っております。

私はいま議長と言う立場より、委員という立場で申し上げましたが、いろんな課題がまだあるのではないかと。来年3月までにまとめて、実施するということになると相当広く県民の方々の意見を聞いていく必要があると思うので、それだけスタート切れるのかと。国の環境税の問題と合わせてですね、時期的な問題はそのままこういう形で県民に説明してやっていくという考えでしょうか。

それから最後にですね、郡上の市長さんの日置さんが言われたように、3ページのところで、「新たな財源の必要性」の中に、「既存の政策に加え新たな財源を求めざるを得ない」という、既存の施策の中に新たにこういう税を使うということになると、上乘せなら良いんですけども、いま県の方も金が無いので、これに使うという話になると、これは新たな増税になるんですよね。新しい目的に使われるのではないことになるので、ここは僕は言葉としては削ったほうが良いと思います。新たな目的税として使うということでない、県民の負担は得られないのではないかと。

それから、いま入湯税とかですね、そういうまあ、特定の人たちに払ってもらっているもの、ありますよね。そういう意味でいま言われた、よそから来た人たちにも温泉に入ったら全部払うんですよね。税を払っているわけですが、県外から来る人も。だから料飲税とかあると思うんですが、酒税も同じ財源の一つかもしれません、県民だけと言うのはちょっと厳しいかなという気がいたしますけれどもね。以上でございます。

何かまた話を広げてしまったような気がします、これは意見として申し上げておきますので、よろしくお願いします。

他に、ございませんか。

よろいですか。それではこの議論についてはこのあたりで一つ終わらせていただきます。

長時間にわたりご審議いただき、ちょうど時間は予定どおりになりましたが事務局の方にお返しします。ご協力いただきましてありがとうございます。

(志村次長)

すいません、一言だけ。この税のお話、まだまだいろいろな意見を、たぶん、皆さま方お持ちだろうと思います。どんな形でも結構ですので、私どもの方にぜひお寄せいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(事務局)

石川会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございました。最後に、志村林政部次長からお礼のことばを申し上げます。

(志村次長)

本日は長時間にわたり、また年末、大変お忙しい中で、こういった白熱した議論、いろんな意見をいただきまして、本当にありがとうございました。今日いただきましたご意見、今後の参考にさせていただき、我々、森林・林業行政、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時0分閉会